

宍粟市人材確保・定住促進基金条例

(設置)

第1条 宍粟市の最重要課題である人口減少対策として若年層の人口流出の抑制を図るため、魅力ある雇用の場の創出、市内産業の人材確保、移住及び定住等を推進する事業に要する経費の財源に充てることを目的に、宍粟市人材確保・定住促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 設置目的のための寄付金
- (3) 基金から生ずる収入額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関等（以下「金融機関等」という。）への預金等の確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(処分)

第4条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(処分の特例)

第5条 市長は、基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、前条の規定にかかわらず、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 市長は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。